

# 埼玉県総合防除計画の策定について

- 埼玉県では、指定有害動植物等の発生の予防を含めた防除を推進するため総合防除計画を策定する。
- 総合防除計画は、国の指針に準拠し、指定有害動植物等のまん延防止のため、農業者が一般的に実施すべき防除方法を記載する。
- この総合防除計画により地域の実情に応じた総合防除の体制等を明確にし、農業者に適時、適切な防除指導を行う。

## 計画策定の背景・根拠

### (1) 植物防疫法改正 (令和5年4月1日施行)

- ・温暖化等の気候変動、人やモノの移動増加による有害動植物の侵入・まん延リスクの増加への対応
- ・化学農薬の使用による環境負荷や有害動植物の薬剤耐性の発達の対応として、発生の予防も含めた農薬に頼らない総合的な防除の普及

### (2) 国の総合防除基本指針 改正法第22条の2

- ・農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めるものとする。

### (3) 県の総合防除計画 改正法第22条の3

- ・都道府県知事は、総合防除基本指針に即して、かつ地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画を定めるものとする。

## 総合防除の主な内容

### (1) 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項

- ・趣旨、基本方針、計画の内容、農薬の適正使用の推進

### (2) 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

- ・総合防除について、発生予察情報の活用、総合防除の内容を定める病害虫
- ・総合防除の対象とする病害虫毎の取組事項(14作物、164病害虫)

### (3) 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

- ・異常発生時防除について、異常発生時の基準、異常発生時の防除の内容、異常発生時防除の実施体制

### (4) 指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

- ・関係機関の役割分担及び推進体制